

京都市汚染土壌処理業の許可に係る手続等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）及び汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、汚染土壌処理業の許可に係る手続等について必要な事項を定めることにより、汚染土壌の適正処理の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法及び省令に定めるところによる。

第2章 事前手続

(事前協議)

第3条 法第22条第1項に定める汚染土壌処理業の許可又は法第23条第1項に定める変更の許可の申請をしようとする者（以下「許可申請予定者」という。）は、当該申請をしようとする日の30日前までに、市長と事前協議を行うものとする。

2 前項の事前協議を行うときは、次の事項を記載した事業計画書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染土壌処理施設の設置の場所
- (3) 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
- (4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (5) その他市長が特に必要であると認める事項

(汚染土壌の処理に係る設備等に関する設置基準)

第4条 許可申請予定者は、次項で定める汚染土壌の処理に係る設備等に関する設置基準（以下「設置基準」という。）に従い、汚染土壌の処理に係る設備等を設置しなければならない。ただし、次項第2号から第5号までの設置基準は、環境保全等の見地から市長が特に必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 設置基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 法及び省令に定める基準に適合すること。
- (2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散及び流出並びに悪臭の発散を防止するため、汚染土壌処理施設（埋立処理施設を除く。）に係る事業場内に汚染土壌の保管設備を設置すること。
- (3) 保管設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物とすること。
- (4) 保管設備は壁面を有し、床面を不浸透性とするほか、開口部にシャッターを設置する等、第2号の目的を達成するために必要な構造であること。
- (5) 汚染土壌の処理に係る搬出入車両が、近隣住民等の安全及び利便を阻害するおそれがないよう、搬出入に見合った十分な幅員を有する道路が確保されていること。

(近隣住民等への周知)

第5条 許可申請予定者は、当該汚染土壌の処理に係る事業計画について近隣住民等の理解を得るため、別表で定める近隣住民等への周知方法に従い、近隣住民等への周知を行うものとする。

2 許可申請予定者は、前項の周知を行うときは、あらかじめ次の事項を記載した周知計画書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 周知の対象
- (2) 周知の方法
- (3) 周知の内容
- (4) その他市長が特に必要であると認める事項

3 許可申請予定者は、近隣住民等への周知を行ったときは、近隣住民等からの意見及びその対応等の記録を記載した議事録を作成し、当該議事録を添付した周知結果報告書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

4 許可申請予定者は、近隣住民等からの意見のうち、合理性のある意見については、当該汚染土壌の処理に係る事業計画に反映させるよう努めるものとする。

(許可申請予定者への指導)

第6条 市長は、許可申請予定者に対し、この要綱の目的を達成するため必要な指導又は助言を行うことができる。

(事前手続の終了)

第7条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認めたときは、第3条及び第5条に定める事前手続を終了し、事前手続終了通知書(様式第4号。以下「終了通知書」という。)により、許可申請予定者に通知するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が法、省令及びこの要綱に適合していること。
- (2) 事業を実施するために必要となる、関係法令等に係る許可、認可若しくは確認等の諸手続が終了していること、又は終了する見込みがあること。
- (3) 第5条で定める近隣住民等への周知が適切に行われたこと。
- (4) 前条による指導に対し、所要の措置がなされたこと。

2 許可申請予定者は、終了通知書を受領した後に、法第22条第1項又は法第23条第1項に定める許可の申請を行うものとする。

3 許可申請予定者は、前項に定める許可の申請を行う場合、終了通知書の写しを添付しなければならない。

(事前手続の失効)

第8条 許可申請予定者が、前条第1項の事前手続を終了した日から起算して365日以内に、同条第2項に定める許可の申請を行わない場合は、事前手続は失効するものとする。ただし、許可申請予定者の責めに帰することができない特別な事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

第3章 雑則

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、汚染土壌処理業の許可に係る手続等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

附 則
この要綱は、令和２年７月６日から施行する。

附 則
(施行期日)

１ この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ 従前の様式による用紙は、環境政策局長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則
この要綱は、令和４年７月１日から実施する。

別表

近隣住民等への周知方法

周知の対象	次のいずれかに該当するもの (1) 汚染土壌処理施設を設置しようとする敷地に隣接する土地の所有者その他当該土地を使用する権原を有する者（国及び地方公共団体を除く。） (2) 汚染土壌処理施設を設置しようとする敷地を包括する区域に存する地方自治法第260条の2第1項に定める団体（以下「地縁による団体」という。）の構成員 (3) 汚染土壌処理施設を設置しようとする敷地に隣接して、前号に定める以外の地縁による団体が存在する場合にあっては、その構成員 (4) その他市長が特に必要であると認める者
周知の方法	説明会の開催又は個別説明の実施
周知の内容	次に掲げる概要 (1) 事業計画の概要 (2) 汚染土壌及び処理後の土壌等に関する搬出入に関する計画の概要 (3) 環境保全対策の概要 (4) その他市長が特に必要であると認める事項

事業計画書

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

京都市汚染土壌処理業の許可に係る手続等に関する要綱第 3 条第 2 項の規定により、事業計画書を提出します。

事前協議の区分 (該当項目に○を記入)	新規許可		—
	変更許可		汚染土壌処理施設の種類
			汚染土壌処理施設の構造
			汚染土壌処理施設の処理能力
			汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称			
汚染土壌処理施設の設置の場所			
汚染土壌処理施設の種類			
汚染土壌処理施設の構造			
汚染土壌処理施設の処理能力			
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態			
事業計画内容			
関係法令の手続状況			
連絡先	部署名 担当者名 電話番号		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

周 知 計 画 書

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

京都市汚染土壌処理業の許可に係る手続等に関する要綱第 5 条第 2 項の規定により、周知計画書を提出します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
周知の対象		
説明会の開催	開催予定日時	
	会場の名称	
	会場の所在地	
	開催の周知方法	
	許可申請予定者側の説明会における出席予定者	
個別説明の実施	実施予定日時	
	説明予定者	
周知の内容		
連絡先		部署名 担当者名 電話番号

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

周 知 結 果 報 告 書

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

京都市汚染土壌処理業の許可に係る手続等に関する要綱第 5 条第 3 項の規定により、周知結果報告書を提出します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
周知の対象		
説明会の開催	開催日時	
	会場の名称	
	会場の所在地	
	説明会の参加人数	
	許可申請予定者側の出席者	
個別説明の実施	実施日時	
	説明を受けた人数	
	説明者	
周知の内容	配布した説明資料等	
	住民等から出された意見・質問及びそれに対する事業計画者の回答	
連絡先		部署名 担当者名 電話番号

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 号
年 月 日

事前手続終了通知書

様

京 都 市 長

京都市汚染土壌処理業の許可に係る手続等に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、
事前手続が終了したことを通知します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
事業計画書を受理した日	年 月 日
事前手続が終了した日	年 月 日

※ 事前手続が終了した日から起算して 3 6 5 日以内に、土壌汚染対策法第 2 2 条第 1 項
又は法第 2 3 条第 1 項に定める許可の申請を行わない場合、本事前手続は失効します。